

## 市町村地域防災計画の修正について（報告）

市町村地域防災計画について、前回（平成29年3月27日）開催された大阪府防災会議以降、市町村から修正の報告があり、会長が専決処分を行った事案は下記のとおりです。

平成29年11月7日

大阪府防災会議 会長 松井 一郎

	専決年月	市町村名
平成29年度	平成29年8月	門 真 市
	平成29年8月	八 尾 市
	平成29年9月	泉 南 市

## 【参考】

○災害対策基本法

第42条第5項

市町村防災会議は <略> 市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告する。 <略>

○大阪府防災会議運営要綱

第4条第1項

緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を収集することができないとき、若しくは軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1)～(8) 略

(9) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること

第4条第2項

会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。